

# 「働きやすい職場認証制度」 認証取得費助成金交付要綱

令和5年4月1日 制 定

令和6年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

## （事業趣旨）

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）を取得する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

## （助成対象）

第2条 岩ト協会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

## （助成額）

第3条 本制度の認証取得にかかる以下の費用について、次の金額を上限とする。

（1）新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

30,000円

（2）同位認証継続にかかる審査料・登録料

20,000円

（3）三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

50,000円

2、消費税は対象外とする。

## （対象期間）

第4条 申請期間は当該年度の4月1日から翌年2月20日までとし、対象期間は前年度（令和5年度）に認証取得した分についても、助成の対象とする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

### **(申請方法)**

第5条 事業者は、「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成申請書」、「運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書（様式A）」（写）、「本申請にかかる本社・営業所一覧（様式B）」（写）、働きやすい職場認証登録証の写し、審査・登録に係る領収証の写し又は金融機関の出納印が押印されている振込受付書又はインターネットバンキング決済完了画面の写しを添付し、岩ト協に申請する。

### **(助成金の交付)**

第6条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

### **(助成金の返還)**

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

### **(その他)**

第8条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業交付要綱」を適用する。

### **(附則)**

1. 本要綱は令和5年4月1日より適用する。
2. 令和5年4月12日一部改正
3. 令和6年4月1日一部改正